

鳥取県職員採用試験

(令和8年4月採用予定 鳥獣対策技術)

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話 (0857) 26-7034 URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受付期間	令和8年1月16日（金） ～令和8年2月12日（木）（必着） <ul style="list-style-type: none">◎ 郵便若しくは信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。◎ 郵便又は信書便の場合は、2月12日（木）17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付時間以外に持参されても、受理できません。
試験日及び試験会場	基礎能力試験・適性検査：令和8年1月21日（水） ～2月17日（火） ※基礎能力試験は、上記期間内で受験者が都合の良い日程を選択し、全国に設置されたテストセンターを予約して受験していただきます。詳細は別紙をご確認ください。 また、適性検査は、申込時に登録されたメールアドレスに受験方法を送付しますので、案内のとおり自宅で受験をお願いします。 論文試験・人物試験：令和8年2月22日（日） [試験会場] 鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220） ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
採用候補者発表日	令和8年2月27日（金）（予定）

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、配属先

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
鳥獣対策技術	2名程度	野生鳥獣の保護管理、被害防止政策全般に関する企画立案、調査、研修等の普及指導、現場対応、広報 ・啓発及びツキノワグマ等危険鳥獣の銃器を使用した捕獲、農林施策の推進等	農林水産部農業振興局、農林水産部森林・林業振興局、林業試験場、総合事務所農林局等

(注) 試験結果によって、採用予定者数を増減、又は採用候補者なしとする場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢等要件

昭和 41 年（1966 年）4 月 2 日から平成 18 年（2006 年）4 月 1 日までに生まれた人

(2) 必要な資格・免許等

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する普通自動車第一種運転免許を受けている人で、次のアからウのいずれかに該当する人

ただし、ア又はイに該当する者であってウに該当しない場合は、採用後に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 39 条第 2 項に規定する第一種銃猟免許（装薬銃を使用する猟法に係る狩猟免許。以下同じ。）を受け、猟銃（装薬銃に限る。以下同じ。）の取得を想定しておりますので、同免許の欠格事由（※）に該当しないことが必要です。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を含む。）又は専修学校の専門課程において野生動物管理に関する科目（野生動物学、動物行動学等）の単位を修得して卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人

イ 野生動物の調査・管理業務に関連する業務に従事した職務経験を通算して 3 年以上有する人

- ①「職務経験」は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に、社員等として 1 つの民間企業等（公的団体を含む。）に 1 年以上継続して就業（1 週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね 3/4 以上の就業）した期間が該当します。
- ② 1 年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③ 1 年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間 1 年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に 1 年以上継続して就業した場合は、その期間を「1 年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

ウ 鳥獣保護管理法第 39 条第 2 項に規定する第一種銃猟免許を受け、かつ銃砲刀剣類所持等取締法（令和 7 年法律第 28 号）第 4 条第 1 項に規定する許可を受け猟銃を所持する人

※狩猟免許（第一種銃猟免許）の欠格事由（鳥獣保護管理法第 40 条）

- ①精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ③自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（①及び②に該当する者を除く。）
- ④この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ⑤狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和 8 年 3 月 31 日までに該当する見込みの人限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第 16 条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
基礎能力試験	100点	文章読解能力、数的能力、推理判断能力等についての試験 (基礎能力 SCOA-A・テストセンター方式) (約1時間)
経歴評定	200点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
論文試験	200点	[1問 1時間] 職務に関する専門的な知識、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
適性検査	一	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

採用候補者は、基礎能力試験、経歴評定、論文試験及び人物試験の得点を合計した得点（以下「合計得点」という。）の高い順により決定します。

なお、試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。

また、基礎能力試験、経歴評定、論文試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	本人	基礎能力試験、経歴評定、論文試験及び人物試験の合計得点及び順位	採用候補者発表日から1月間	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課（県庁本庁舎3階）

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び条件

(1) 採用時期

採用は、原則として令和8年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

(2) 給与

ア 初任給（月額）

- 大学（4年制）卒：237,600円

※一定の職歴等がある人は、その経歴の内容に応じて上記の金額に所定の金額が加算されます。

※大学院博士課程修了などの学歴がある人は、これより高い金額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当（熊銃獵手当等）などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和8年1月1日現在。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

※銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事した場合、「熊銃獵手当」として作業に従事した日1日につき日額24,000円を支給します。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※勤務場所によって、異なる場合があります。

※夜勤がある場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	<p>申込書1部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。）</p> <p>経歴調書1部…専門的な業績や、射撃経験及び野生鳥獣の捕獲経験などの参考となる資料（卒業論文、事業報告書や射撃・捕獲経験の参考となる資料等）を添付してください。（任意）</p>
申込先	<p>鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034 [持参により申し込む場合] 上記へ直接ご持参ください。 [郵便又は信書便で申し込む場合] あて先：〒680-8570 (県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（鳥獣対策技術）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 (郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。)</p>
注意事項	<p><基礎能力試験及び適性検査について> ◎申込受付後、受験申込書へ記載されたアドレスに「申込受付通知」の電子メールが送信されますので、別紙を確認のうえ、基礎能力試験（テストセンター方式）の予約及び受験をしてください。併せて「申込受付通知」に記載の案内に沿って、パソコン又はスマートフォンにより適性検査をオンライン上で受験してください。 (パソコン又はスマートフォンを所有していないなど、適性検査を受験することができない場合は、上記申込先までお問い合わせください。)</p> <p><受験票について> ◎受験申込書へ記載されたアドレスに「受験票作成依頼メール」の電子メールが送信されます。 メールに添付されている受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ、印刷して、切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ってください。 作成した受験票を、論文試験・人物試験の試験日に持参してください。</p> <p>※「申込受付通知メール」が申込み後2営業日以内に届かない場合、又は「受験票作成依頼メール」が2月18日（水）までに届かないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問い合わせください。</p>

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 基礎能力試験を受験する際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参してください。
- (3) 論文試験及び人物試験を受験する際は、受験票及び筆記用具（H B又はBの鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- (4) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- (5) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考〉 日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
 - (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職
　本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。